

1 医療従事者の賃上げの概要について

(6) 具体的なスケジュール

- 賃上げのスケジュールのイメージは以下のとおりです。
- 医療機関等においては、賃金引き上げの計画の作成→計画に基づく労使交渉等→計画に基づく給与規程の改正→施設基準の届出及び期中の区分変更の届出→賃上げ状況の報告（令和6年度・令和7年度）を実施していくこととなります。

	R5年度		R6年度					R7年度					R8年度		
	2月	3月	4月～	6月～	9月～	12月～	3月	4月～	6月	～8月	9月～	12月～	3月	～5月	～8月
賃上げセミナー	● 本日														
計画・交渉・改定	←→														
賃金改善実施期間															
施設基準上の届出・変更				●	●	●	●		●		●	●	●		
賃上げ状況の報告															

2段階の引き上げを行う場合
 R6年度分
 R7年度分
 賃上げに係る診療報酬の算定開始月は6月だが、4月・5月の賃上げにも充当可
 R6改定施行